

TOPICS トピックス

TOPICS

サイバー犯罪・サイバー
攻撃への被害防止対策



TOPICS

ストーカー規制法の改正を
踏まえたストーカー事案
への対応について



TOPICS

特殊詐欺の手口の変遷と
警察の取組



TOPICS

六代目山口組・神戸山口組
対策について



TOPICS

国際テロ情勢と警察の取組
～2020年東京オリンピック・
パラリンピック競技大会に向けて～



サイバー犯罪・サイバー攻撃への被害防止対策

サイバー犯罪^(注1)・サイバー攻撃^(注2)が多発し、その手口が巧妙化・多様化する中、被害防止対策の重要性が高まっている。警察では、積極的にその手口等に関する情報を発信するとともに、民間事業者や外国捜査機関等と連携し、様々な被害防止対策を推進している。

(1) 警察からの情報発信

警察では、犯罪捜査の過程で得たサイバー犯罪・サイバー攻撃の手口等に関する情報を積極的に発信することで、これらの被害に遭わないよう呼び掛けている。警察庁では、一般のインターネット利用者に向けたサイバーセキュリティのためのポータルサイト「サイバーポリスエージェンシー」^(注3)において、サイバー犯罪・サイバー

攻撃の情勢や手口に関する情報等を公開し、適切な被害防止対策を講ずるよう注意喚起を行っている。このほか、各都道府県警察においても、ウェブサイトやSNS等を通じた情報発信により、被害の防止を図っている。



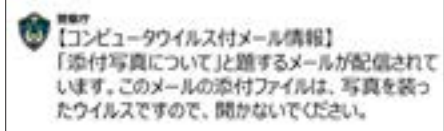
「サイバーポリスエージェンシー」

事例

警察庁サイバーフォースセンター^(注4)は、平成28年10月、インターネットに接続されたデジタルビデオレコーダー、ウェブカメラを始めとする家電等の機器を標的とする不正プログラム「Mirai」の感染の拡大について、注意喚起を行った。

事例

警視庁は、28年10月、不正送金に関するウイルスが添付されたメールを配信する不正プログラムの一つを解析し、同不正プログラムの指令サーバから同不正プログラムに感染したコンピュータに対して、同ウイルスが添付されたメールを配信させる指令が送られた段階で、その内容を把握するシステムを構築した。警察庁及び警視庁では、同年11月から、同ウイルスが添付されたメールの件名等の情報をSNS等を通じて発信している。



SNSによる情報発信（イメージ）

(2) 官民の連携による取組

サイバー犯罪・サイバー攻撃による被害を防止するためには民間事業者との連携が重要であり、警察では、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）^(注5)と連携し、被害防止のための情

報発信を行っているほか、サイバー攻撃の標的となるおそれのある事業者等と共同対処訓練を行うなど、官民の連携による様々な被害防止対策を講じている。

注1：高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

2：130頁参照

3：<https://www.npa.go.jp/cybersecurity/>

4：140頁参照

5：145頁参照

事例

警察庁は、平成28年5月から同年7月にかけて、徳島県警察等によるインターネットバンキングに係る不正送金事犯の捜査の過程において得られた、インターネットバンキングのID・パスワード、クレジットカード情報等を窃取することを目的に作成された不正プログラムに関する情報を基に、JC3と連携して分析等を行い、同不正プログラムの感染経路等を特定した。また、同年6月には、外国捜査機関と連携し、同不正プログラムに感染したコンピュータと接続していた指令サーバの機能を停止させるとともに、JC3では、ウェブサイトと同不正プログラムに関する注意喚起情報を掲載し、インターネット利用者等に対し適切な対策を呼び掛けた。

事例

埼玉県警察では、28年3月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたサイバー攻撃対策の一環として、競技会場となる施設と共同対処訓練を実施した。同訓練では、サイバー攻撃によって同施設の職員の業務用コンピュータが不正プログラムに感染したことを想定し、当該事案が発生した際の対応手順等について確認した。また、不正プログラムに感染したコンピュータが遠隔操作される様子を実演するなどして、サイバー攻撃の脅威について説明した。



共同対処訓練の状況

(3) 外国捜査機関等と連携した取組

サイバー空間の脅威への対処には、国際的な取組が求められるところ、警察では、平素から外国

捜査機関等と緊密に連携し、国際的な被害防止対策を実施している。

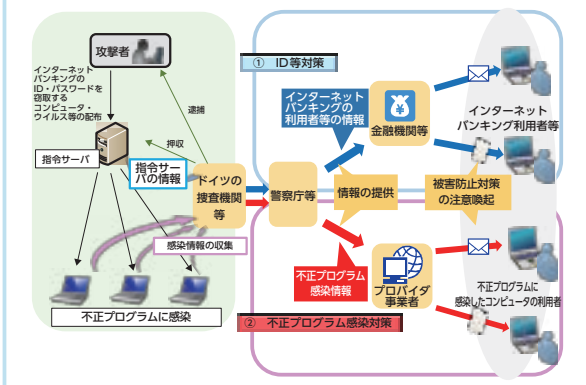
事例

外国のサーバに開設された、実在する企業のウェブサイトを装ったウェブサイト、インターネットショッピングを利用した詐欺や偽ブランド品の販売を目的とするウェブサイト等による犯罪被害を防止するため、警察庁では、犯罪捜査の過程で把握したこうしたウェブサイトに関する情報のウイルス対策ソフト事業者等に対する提供に加え、平成28年7月から、ウェブブラウザ事業者等が加盟するAPWG^(注)に対しても、同情報の提供を開始した。これにより、ウイルス対策ソフト等を導入していないインターネット利用者が、こうしたウェブサイトを開覧しようとする際に、コンピュータ画面に警告表示を行うことが可能となった。

事例

インターネットバンキングに係る不正送金事犯に利用されているとみられる不正プログラムが世界的に蔓延していることから、28年11月、ドイツを中心に関係国の捜査機関等が連携し、同不正プログラムを利用した不正送金事犯の被疑者を検挙するとともに、同不正プログラムの指令サーバを押収するなどの国際的な取組が実施された。警察庁では、ドイツの捜査機関等から提供された情報に基づき、関係機関・団体と連携して、インターネットバンキングの利用者等に対し、同不正プログラムによって窃取されたID・パスワードの変更等を促すとともに、国内の同不正プログラムに感染したコンピュータの利用者に対し、同不正プログラムの除去等に関する情報提供を行っている。

図表 I - 1 インターネットバンキングに係る不正送金事犯の国際的な被害防止対策の概要



注：Anti-Phishing Working Groupの略。平成15年（2003年）に米国で設立された、国際的なフィッシング対策の非営利団体

ストーカー規制法の改正を踏まえたストーカー事案への対応について

(1) ストーカー規制法^(注1)の改正

近年、多様なストーカー事案が発生し、ストーカー事案の相談等件数は増加傾向にある^(注2)。

平成25年6月に成立したストーカー規制法の一部を改正する法律附則第5条により、政府は、ストーカー行為等の規制等の在り方を検討するための協議会の設置等の措置を講ずることとされた。これを踏まえ、警察庁では、同年11月から、有

識者や被害関係者等から構成される有識者検討会を開催し、26年8月に「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」が取りまとめられた。28年12月、第192回国会において、同報告書の提言を踏まえたストーカー規制法の一部を改正する法律が成立し、29年6月14日までに全面施行された。

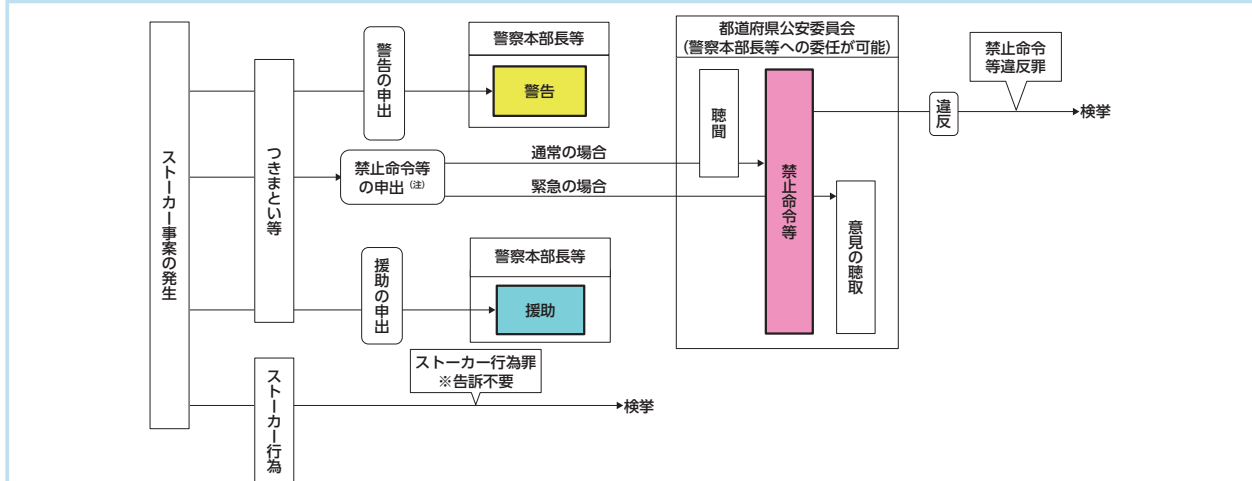
図表Ⅱ-1 ストーカー規制法の改正の概要

<p>① 規制対象行為「つきまとい等」の拡大 恋愛感情等を充足する目的での次の行為を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住居等の付近をみだりにうろつくこと ○ 拒まれたにもかかわらず、連続してSNSのメッセージ機能等を利用してメッセージを送信したり、ブログ等の個人のページにコメント等を書き込んだりすること 	<p>④ ストーカー行為等の被害者に対する措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職務関係者による被害者の安全確保及び秘密保持への配慮、職務関係者に対する研修及び啓発、国、地方公共団体等による保有個人情報の管理についての必要な措置 ○ 国・地方公共団体による民間施設における滞在についての支援、公的賃貸住宅への入居についての配慮
<p>② 禁止命令等の制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 禁止命令等における警告前置の廃止 ○ 緊急時の禁止命令等の新設、仮の命令の廃止 ○ 禁止命令等の有効期間及び延長の処分の導入 	<p>⑤ ストーカー行為等の防止等に資するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者を更生させるための方法、被害者の心身の健康回復の方法等に関する調査研究の推進 ○ 国・地方公共団体が努めるべき措置として、ストーカー行為等の実態把握、人材養成及び資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加
<p>③ ストーカー行為等に係る情報提供の禁止 ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、ストーカー行為等をするために必要な情報を提供することを禁止</p>	<p>⑥ 罰則の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ストーカー行為罪の非親告罪化 ○ ストーカー行為罪等の罰則の引上げ

当該改正後のストーカー規制法（以下「改正ストーカー規制法」という。）は、加害者の行為が激化し、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいなどのストーカー事案の特徴を踏ま

え、加害者に対し、警察がより迅速に行政措置又は検挙措置を講ずることを可能とするものであり、被害者の身体、自由及び名誉に対する危害の防止が更に図られることとなっている。

図表Ⅱ-2 改正ストーカー規制法に基づく措置の流れ



注：禁止命令等は、被害者の申出によらず、職権により行うことができる（緊急の場合は被害者の身体の安全が害される場合のみ）。

注1：ストーカー行為等の規制等に関する法律

2：102頁参照

事例

中学校講師の男（23）は、29年1月、元交際相手の女性に対し、拒まれたにもかかわらず、SNSのメッセージ機能を利用してメッセージを連続して送信するなどのストーカー行為をした。同月、同男を改正ストーカー規制法違反で逮捕した（秋田）。

事例

会社員の男（43）は、29年1月、元交際相手の女性に対し、同女性の勤務先周辺を自動車を運転してみだりにうろつくなどのストーカー行為をした。同月、同男を改正ストーカー規制法違反で逮捕した（宮城）。

（2）ストーカー対策の推進

改正ストーカー規制法では、国及び地方公共団体の責務として、ストーカー行為等の被害者に対する措置及びストーカー行為等の防止等に資するための措置が明記された。警察では、関係機関・団体と連携しつつ、以下の取組を推進している。

① 被害者等の一時避難等の支援

警察では、平成27年度から、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場

合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている^(注1)。

② ストーカー加害者への対策

警察では、26年度から、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を実施してきたところ、その結果を踏まえ、28年度から、警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進している。

事例

茨城県警察では、28年5月、地域精神科医療機関等との間で、相互に連携してストーカー加害者に対するカウンセリング、治療等の適切な措置を講ずることを内容とした「ストーカー加害者に対する精神医学的治療に関する覚書」を締結し、ストーカー加害者への対策に関する連携を推進している。



覚書の調印式の様子

③ ストーカー行為に関する広報啓発の推進

警察では、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材（パンフレット、DVD等）を作成し、当該教材を活用した防犯教室等を開催しているほか、警察庁においてポータルサイト^(注2)を作成し、ストーカー事案に関する情報を発信している。



被害者向けリーフレット

注1：202頁参照

2：https://www.npa.go.jp/cafe-mizen

特殊詐欺の手口の変遷と警察の取組

(1) 特殊詐欺の現状

特殊詐欺^(注1)は、振り込み詐欺(オレオレ詐欺^(注2)、架空請求詐欺^(注3)、融資保証金詐欺^(注4)及び還付金等詐欺^(注5))及び振り込み詐欺以外の特殊詐欺^(注6)に分類され、犯行グループのリーダーや中核メンバーを中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」等が役割を分担し、組織的に取行されている。警察では、手口・被害実態を分析し、これを踏まえながら、犯行グループの検挙の徹底を図る^(注7)とともに、被害防止の取組を推進している。

① 特殊詐欺の情勢

28年中の特殊詐欺の被害総額は前年より減少

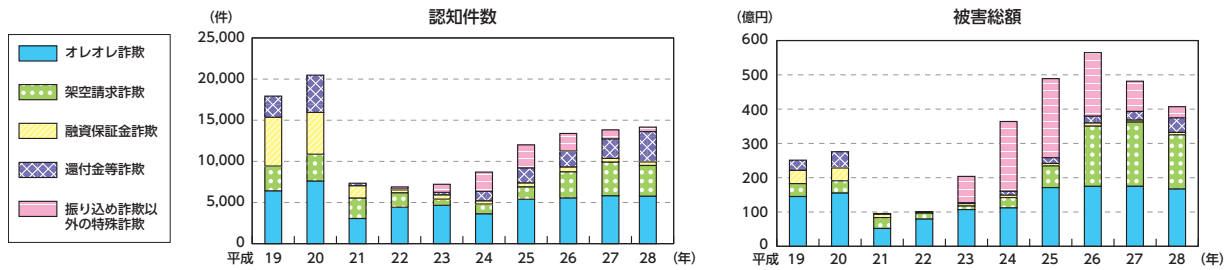
したが、認知件数は増加している。

また、28年中の検挙件数は4,471件と23年以降で最多となり、検挙人員は2,369人と過去最多の27年に次ぐ水準となった。さらに、28年中の検挙人員のうち、暴力団構成員等^(注8)が26.3%を占めており、特殊詐欺が暴力団を始めとする犯罪組織の資金源となっている状況がうかがわれる。

② 高齢者を標的とした特殊詐欺

28年中の特殊詐欺の被害者の78.2%を65歳以上の高齢者が占め、特にオレオレ詐欺(95.9%)、還付金等詐欺(93.1%)及び金融商品等取引名目の特殊詐欺(89.6%)においてその割合が高く、高齢者が特殊詐欺の標的となっている。

図表Ⅲ-1 特殊詐欺の情勢の推移(平成19~28年)



区分	年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
特殊詐欺全体の認知件数(件)		17,930	20,481	7,340	6,888	7,216	8,693	11,998	13,392	13,824	14,154
オレオレ詐欺		6,430	7,615	3,057	4,418	4,656	3,634	5,396	5,557	5,828	5,753
架空請求詐欺		3,007	3,253	2,493	1,774	756	1,177	1,522	3,180	4,097	3,742
融資保証金詐欺		5,922	5,074	1,491	362	525	404	469	591	440	428
還付金等詐欺		2,571	4,539	299	83	296	1,133	1,817	1,928	2,376	3,682
振り込み詐欺以外の特殊詐欺		—	—	—	251	983	2,345	2,794	2,136	1,083	549
特殊詐欺全体の被害総額(億円)		251.4	275.9	95.8	112.5	204.0	364.4	489.5	565.5	482.0	407.7
オレオレ詐欺		145.3	155.2	52.0	79.2	107.1	112.0	171.3	174.9	175.1	167.1
架空請求詐欺		37.7	35.9	31.8	17.5	10.4	30.1	63.4	175.8	187.5	158.3
融資保証金詐欺		38.6	37.5	9.5	3.4	7.2	7.0	7.1	9.1	5.6	7.0
還付金等詐欺		29.9	47.4	2.4	0.7	2.5	11.3	16.9	19.9	25.5	42.6
振り込み詐欺以外の特殊詐欺		—	—	—	11.6	76.9	204.0	230.8	185.7	88.3	32.6
特殊詐欺全体の検挙件数(件)		3,079	4,400	5,669	5,189	2,556	2,990	3,419	3,252	4,112	4,471
振り込み詐欺		3,079	4,400	5,669	5,189	2,419	2,313	2,519	2,351	3,555	3,914
振り込み詐欺以外の特殊詐欺		—	—	—	—	137	677	900	901	557	557
特殊詐欺全体の検挙人員(人)		454	699	955	686	923	1,523	1,774	1,985	2,506	2,369
振り込み詐欺		454	699	955	686	775	1,028	1,213	1,486	2,080	2,165
振り込み詐欺以外の特殊詐欺		—	—	—	—	148	495	561	499	426	204

注1：振り込み詐欺以外の特殊詐欺は、認知件数及び被害総額は22年2月から、検挙件数及び検挙人員は23年1月から集計
 注2：年次別の特殊詐欺全体の被害総額が、その内訳の合計と異なるのは、年次別の被害総額は100万円未満を四捨五入としているためである。

注1：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)の総称
 注2：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 注3：架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 注4：融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 注5：市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って現金自動預払機(ATM)を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺
 注6：例えば、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。
 注7：平成28年5月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、同年12月から特殊詐欺の捜査に通信傍受を活用できることとなったことから、警察では、特殊詐欺の捜査における通信傍受の有効かつ適正な実施に努めている。101頁参照
 注8：150頁参照

(2) 近年の犯行の手口

平成15年5月以降に発生が目立ち始めたオレオレ詐欺を含め、振り込め詐欺の認知件数は16年以降高水準で推移したが、21年には16年の約3分の1まで減少した。22年頃からは金融商品等取引名目の特殊詐欺等振り込め詐欺以外の特殊詐欺が多発し、26年以降は減少傾向にあるものの、24年以降は振り込め詐欺が再び増加傾向に転じている。

また、犯行グループは、介護施設の入居権や医療費等の高齢者にとって身近で興味を示しやすい話題を名目としたり、複数の人物が入れ替わり電話をかけるなどすることにより、特殊詐欺と察知されにくいよう演出するなど、だまし方を巧妙化させている。

28年中の特殊詐欺の手口については、次のとおりである。

① 還付金等詐欺の増加及びオレオレ詐欺の多発

特殊詐欺のうち、還付金等詐欺の認知件数は3,682件（前年比1,306件（55.0%）増加）、被害額は約42.6億円（前年比約17.1億円（67.3%）増加）といずれも大幅に増加しており、特に金融機関職員等による顧客への声掛け等が行われにくい無人ATMに誘導されて被害に遭う場合が多い。

また、オレオレ詐欺の認知件数は5,753件（前年比75件（1.3%）減少）、被害額は約167.1億円（前年比約7.9億円（4.5%）減少）といずれも減少したものの、それぞれ特殊詐欺全体の約4割を占めており、手口別で最も多くなっている。

② 電子マネーの悪用

交付形態別では、被害者が現金を自宅等に受け取りにきた犯人に直接手渡す「現金手交型」及び宅配便等で送付する「現金送付型」の認知件数及

び被害額は前年より減少した。

しかし、架空の有料サイト利用料金等の支払を求められた被害者が、コンビニエンスストア等で電子マネー（プリペイドカード）を購入し、そのIDを教えるよう要求され、プリペイドカードの額面分の金額（利用権）をだまし取られる被害が増加している。

(3) 警察の取組

① 取締りの推進

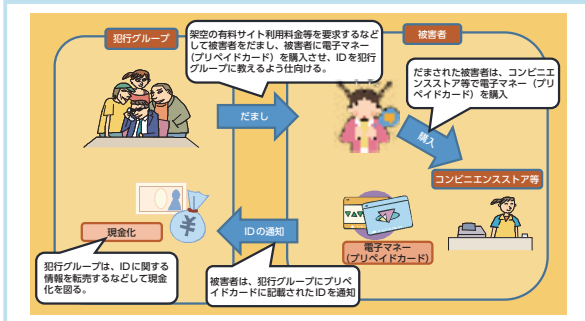
警察では、犯行拠点の摘発やだまされた振り作戦^(注)の実施のほか、架空・他人名義の携帯電話等が犯行グループの手に渡らないようにするため、携帯電話の不正利用等の特殊詐欺を助長する行為の取締りや悪質なレンタル携帯事業者の検挙を推進している。

② 官民一体となった予防活動の推進

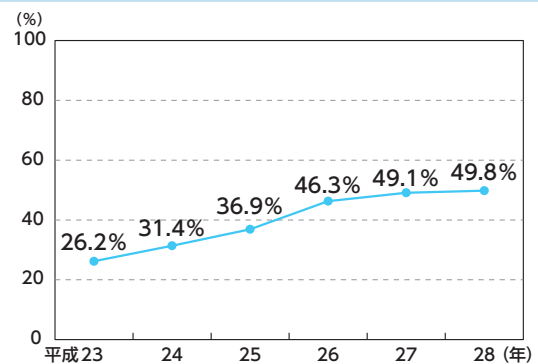
警察では、犯行の手口や被害に遭わないための注意点等の情報を積極的に発信している。特に、高齢者に対しては、各種メディアを通じた広報や民間のコールセンター職員による注意喚起がなされるよう予防活動を推進している。

また、金融機関と連携し、特殊詐欺の被害金が出金又は送金されることを防止するため、顧客への声掛けを推進しているほか、郵便・宅配事業者やコンビニエンスストアに対して、被害金が入っていると疑われる荷物の発見・通報を依頼するなどしている。これらの取組により、平成28年中、1万3,139件、約188.6億円の被害を未然に防止した。

図表Ⅲ-2 電子マネー型による被害



図表Ⅲ-3 声掛け等による特殊詐欺の阻止率^(注)の推移（平成23～28年）



注：阻止件数を認知件数（既遂）と阻止件数の和で除した割合

コラム 犯行使用固定電話の無力化

警察では、犯行グループによる固定電話の悪用の実態を通信事業者等と情報共有するなど、固定電話を特殊詐欺に利用させないための取組を推進している。

例えば、警視庁では、通信事業者に対し、特殊詐欺に悪用された番号等の情報提供を行ったところ、同業者が、平成28年12月、東京都内の別の通信事業者に提供していた固定電話の約5,900番号を解約した。

注：特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをつつ、犯人に現金等を手渡す約束をした上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙手法

TOPICS 六代目山口組・神戸山口組 対策について

平成27年8月末、日本最大の暴力団である六代目山口組傘下の直系組長13人が離脱し、神戸山口組を結成して以降、全国各地で両団体の傘下組織構成員らによる銃器発砲事件^(注1)、傷害事件等が発生した。こうした情勢を受け、警察庁は、28年3月7日、両団体が対立抗争の状態にあると判断した。

同年4月には、兵庫県公安委員会が、暴力団対策法^(注2)の規定に基づき、神戸山口組を指定暴力団として指定した。また、同年6月には、六代目山口組も、同委員会から9回目の指定暴力団の指定を受けた。

両団体は、29年7月現在も対立抗争の状態にある。

コラム 神戸山口組をめぐる最新の動向

平成29年4月、神戸山口組傘下組織の一部が別団体の結成を表明した。警察では、六代目山口組を含めた関係団体に関する情報収集、これらの団体に対する取締り及び警戒活動の徹底、暴力団対策法の活用等を通じて、市民生活の安全確保並びにこれらの団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を強力に推進している。

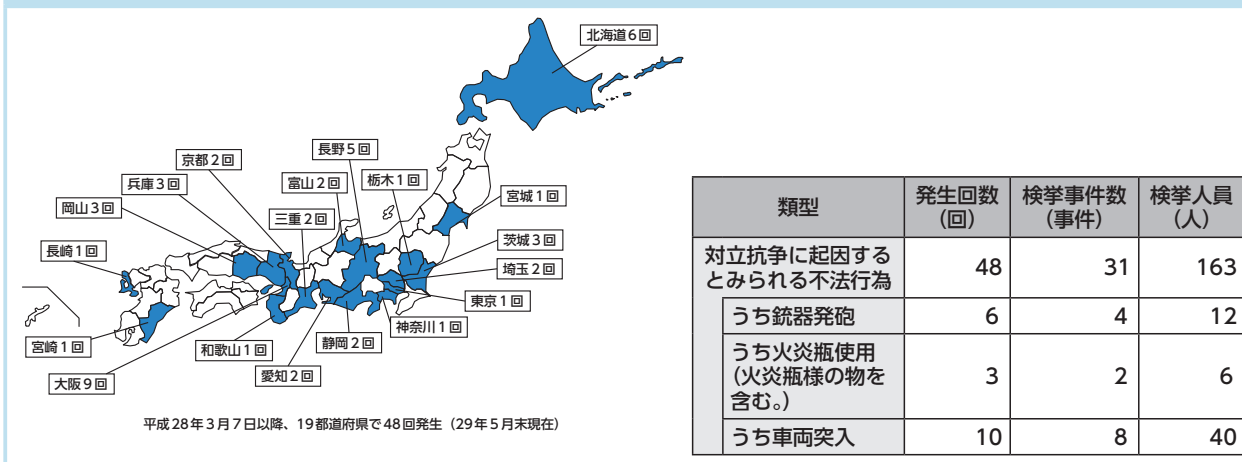
(1) 対立抗争に起因するとみられる 不法行為の発生状況

両団体が対立抗争の状態にあると判断した平成28年3月7日以降、両団体の対立抗争に起因するとみられる不法行為は、29年5月末までに19都道府県で48回発生している。このうち銃器発砲は6回、火炎瓶使用は3回、暴力団事務所等へ

の車両突入は10回となっている。

28年5月には、住宅街の路上において神戸山口組傘下組織幹部が射殺されるなど、市民の身近な場所で凶悪な事件が発生しており、市民生活に対する大きな脅威となっている。

図表Ⅳ－1 対立抗争に起因するとみられる不法行為の発生状況



注1：159頁参照

注2：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(2) 警察における対策

① 取締り及び警戒活動の徹底

警察では、平成28年3月7日以降、警察庁及び関係都道府県警察に両団体に対する集中取締本部を設置して、全国警察を挙げて対立抗争事件の続発防止と両団体の弱体化を目的とした集中取締りを実施するとともに、市民生活の安全確保に向け、警戒活動の徹底を図っている。

29年5月末までに発生した両団体の対立抗争に起因するとみられる不法行為に関連した検挙事件数は31事件、検挙人員は163人となっている。



六代目山口組総本部事務所に対する捜索時の状況

事例

六代目山口組傘下組織構成員の男（32）は、28年5月、神戸山口組傘下組織幹部に対して拳銃を発射し、殺害した。同年6月、同男を殺人罪等で逮捕した（岡山）。

事例

神戸山口組傘下組織構成員の男（52）らは、28年3月、路上において六代目山口組傘下組織構成員に対し、集団で殴打するなどの暴行を加えた。同月、同男ら6人を暴力行為等処罰二関スル法律違反（集団的暴行）で逮捕した（北海道）。

② 暴力団排除活動

警察では、取締り及び警戒活動に加え、暴力追放運動推進センターや弁護士会と緊密に連携し、

事務所撤去訴訟を始めとした暴力団排除活動を支援している。

事例

28年1月、六代目山口組傘下組織事務所に対して、火炎瓶が投げ込まれる事件が発生したことから、同年8月、適格暴追センター^(注)の認定を受けた福岡県暴力追放運動推進センターが、地域住民から委託を受け、福岡地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用禁止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年9月、同命令が決定され、同事務所は同年10月に同組織により撤去された。適格暴追センターによる仮処分命令の申立てが裁判所に認められたのは、全国初であった（福岡）。

事例

28年3月、茨城県水戸市内の神戸山口組傘下組織事務所に対する車両突入事件及び銃器発砲事件が相次いで発生したことから、同事務所付近の小学校の設置者である水戸市が、茨城県警察、茨城県暴力追放運動推進センター及び茨城県弁護士会と連携し、同事務所の使用禁止の仮処分命令の申立てを行った。同年4月、同事務所を暴力団事務所として使用しないことなどを内容とする和解が成立し、同事務所は同年6月に同組織により撤去された（茨城）。

注：国家公安委員会の認定を受け、指定暴力団等の事務所の付近住民から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる暴力追放運動推進センター

TOPICS

国際テロ情勢と警察の取組～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて～

現在、我が国を始め国際社会は、様々な国際テロの脅威に対峙している。平成28年（2016年）中は、同年7月に発生したフランス・ニースにおける車両等使用テロ事件を始め、世界各地でテロ事件が相次ぎ、海外において邦人がテロの被害に遭う事件も発生した。また、ISIL^(注1)が我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししているほか、我が国においても、ISILへの支持を表明する者等が存在している^(注2)。

このような情勢の下、我が国において32年に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下この項において「東京大会」という。）が開催されることを踏まえると、我が国は、開催国としての治安責任を全うするために、万全の警備措置を講ずる必要がある。

（1）大規模スポーツイベントを狙ったテロ事件

我が国においては、平成31年にラグビーワールドカップ2019日本大会の開催が、32年に東京大会の開催が予定されている。こうした国際的な大規模スポーツイベントは、世界中から多数の外国要人、選手団、観客等が集まり、大きな注目を集めることから、テロの攻撃対象となることが懸念される。

実際、過去には、平成22年（2010年）のサッカーワールドカップ南アフリカ大会の開催中、ウガンダの首都カンパラのレストラン等2か所において、同大会決勝戦の中継を観戦していた客を狙ったとみられる爆弾テロ事件が発生し、76人が死亡した。また、平成25年（2013年）4月に発生した米国・ボストンにおける爆弾テロ事件では、2万人以上が参加して開催されていたボストンマラソンのゴール付近2か所において爆弾が爆発し、3人が死亡した。さらに、平成27年（2015年）11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件では、サッカーのフランス対ドイ

ツの親善試合開催中に競技場付近において自爆した実行犯の一部は、フランス大統領及びドイツ外相も観戦していた競技場への入場を試みたとみられている。このように、海外では、大規模スポーツイベントを狙ったテロ事件が発生している。

また、ISILは、インターネット上の機関誌で、屋外でのイベントや集会等をテロの標的とするよう呼び掛けるなどしており、今後も、大規模スポーツイベント等において、このようなプロパガンダに呼応したテロが発生することは否定できない。



フランス・パリにおける同時多発テロ事件（AFP＝時事）

注1：Islamic State of Iraq and the Levantの頭字語。いわゆるイスラム国
注2：170、171頁参照

コラム 伊勢志摩サミット等警備

伊勢志摩サミットは、平成28年5月26、27日、三重県志摩市賢島において開催された。また、オバマ大統領(当時)は、27日のサミット終了後に、現職米国大統領として初めて被爆地・広島を訪問した。さらに、サミットの関係閣僚会合として、4月10、11日に広島市で開催された外務大臣会合を皮切りに、5月20、21日に仙台市で開催された財務大臣・中央銀行総裁会議までのおよそ1か月半に8つの会合が集中的に開催されたほか、9月中にも神戸市で保健大臣会合が、長野県軽井沢町で交通大臣会合が開催された。

警察庁では、27年6月、警察庁次長を長とする「伊勢志摩サミット等警備対策委員会」を設置したほか、都道府県警察においては、三重、広島、宮城及び愛知の4県警察がサミット対策課を、その他全ての都道府県警察が警備対策委員会等を、それぞれ設置して体制を確立し、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を強力に推進したことにより、開催国としての治安責任を全うした。警察では、伊勢志摩サミット等警備で推進した警備諸対策の効果を綿密に検証した上で、今後の施策に的確に反映させ、東京大会警備に万全を期していくこととしている。



第42回伊勢志摩サミット (提供：外務省)

(2) 東京大会に向けた警察の取組

警察では、平成26年1月、警察庁に2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室を、警視庁に警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部を設置し、東京大会における警備諸対策について検討を進めている。また、警察庁次長が「シニア・セキュリティ・コマンダー」として、同大会の警備の計画・運営段階において関係機関を主導する役割を担うこととされているほか、同大会の安全に関する情報集約、リスク分析等を行うセキュリティ情報センターが警察庁に設置されるなど、必要な各種諸準備を推進している。

また、平成28年(2016年)夏に開催されたブラジル・リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会(以下「リオ大会」という。)においては、東京大会での警備等にいかすべく、現地の警備状況等を確認した。

東京大会では、競技会場が4つの地区に集約されたリオ大会と異なり、競技会場が都内及び都外

に分散配置されることから、会場ごとに高いセキュリティレベルを確保するため、警戒力の効果的かつ効率的な投入等について検討を進めていく必要がある。また、東京大会前に行われる聖火リレーが全都道府県を巡ることが検討されており、これまでの大会において聖火リレーに対する妨害事案が発生していることから、全国警察においてその対策について検討を進めていく必要がある。

さらに、インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中、社会機能を麻痺させるサイバー攻撃の脅威にも備えなければならないところ、リオ大会では、開催期間中に行政機関やリオ大会の関係機関等において、ウェブサイトの閲覧障害、情報窃取の被害が発生するなど、国際的な大規模スポーツイベントを狙ったサイバー攻撃の脅威が高まっている。警察では、東京大会に向けて、関係機関と連携して、サイバー攻撃及び攻撃者に関する情報収集・分析等を推進するとともに、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練を実施している。



ほくとくん

「絶対に被害者を守る」 という強い気持ち

ストーカー事案は、加害者による被害者への執着心が強く、警察による加害者への警告後もストーカー行為が繰り返されるおそれが高いというのが特徴です。

私が、以前担当したストーカー事案の加害者も、警察から何度警告を受けても、元交際女性である被害者へのストーカー行為を繰り返し、その度に被害者は強い恐怖を抱き、更に被害を受けるのではないかと不安と戦い続けていました。そんな中、心身共に疲れ切ってしまった被害者は、「もう、疲れた」という言葉を漏らし、諦めようとしてしまったのです。私は、そんな被害者に対し、「もう少し一緒に戦いましょう」と励まし続けながら捜査を続け、なんとか加害者を逮捕することができました。

ストーカー事案は、被害者が長期間にわたるケースが多く、被害者の心的負担は計り知れません。また、ストーカー事案の被害者の心情に配慮した繊細な対応が求められます。

私は、これからも、被害者の心のケア、サポートに努めながら、「絶対に被害者を守る」という強い気持ちを持って、ストーカー事案の対応に当たっていきたいと思います。



from

北海道警察本部生活安全部
子供・女性安全対策課安全指導係
はら こそえ
原 梢 警部補



コノハけいぶ

暴力団排除の歩みと共に

初めて暴力団排除の業務に携わった平成9年当時、暴力団排除という意識が世間ではまだ浸透していませんでしたが、現在は、全ての都道府県で暴力団排除条例が制定されたほか、行政機関や企業における暴力団排除の仕組みが構築されました。これらは、県民の皆様が暴力団排除に高い関心を持ち続け、各種施策に御協力いただいた結果であると深く感謝しています。

当県は、現在神戸山口組と対立抗争の状態にある六代目山口組の中核を成す弘道会の本拠を有するなど、暴力団対策上の様々な課題が残っております。これまでの経験から、暴力団という組織に打撃を与えると

いう点で、暴力団排除は検挙に勝るとも劣らない強力な武器であると私は確信しております。過去に賃貸住宅の管理者の方から暴力団の拠点を撤去したいとの相談を受け、撤去に向けて管理者の方と何度も協議を重ねるうちに暴力団排除に深い御理解をいただき、拠点の撤去に成功しただけでなく、県内で行われる各種研修会等において、管理者の方が好事例として発表していただくことで、県下における暴力団事務所等の撤去に対する気運が大きく高まったこともありました。暴力団が最も恐れるのは、社会全体を敵に回すことであり、そのためにも暴排講話や暴力相談を通じて県民の皆様が暴力団排除を御理解いただき、我々の心強い味方を増やすことこそが、暴力団の壊滅につながる道であると信じて日々取り組んでいます。

from

愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局
組織犯罪対策課暴排係
わた べ まさのり
渡部 正法 警部

